

税申告 始まります



申告期間 2月16日(火)～3月15日(月)

市役所税務課課税担当 TEL23-6111番 内線2152・2153

平成22年度の市・道民税の申告受付が2月16日(火)から始まります。申告忘れや誤った申告で、不利益を受けることのないよう、必要な書類をあらかじめ用意しましょう。

また、市・道民税は源泉徴収される所得税とは異なり、前年の収入に応じて1年遅れで課税されるため、平成22年度の市・道民税は、平成21年の収入に対して課税されます。

市役所ロビーに 申告会場を開設

市は、市役所ロビーに申告会場を開設して、市・道民税の申告を受け付けます。

・開設日時 2月16日(火)～3月15日(月)午前9時～午後5時(土・日・祝祭日を除く)

市・道民税の 申告が必要な方

平成22年1月1日現在、根室市に住所がある方は、原則として申告しなければなりません。

また、所得がなかった方についても、次の方は申告が必要になります。

・国民健康保険税や介護保険料の算定に必要と思われる方。

・国民年金保険料の免除申請をする方。

・非課税証明書が必要な方。

次の方は、申告の必要はありません。

・所得税の確定申告を行った方。

・平成21年中の所得が給与のみで、年末調整を行った方。ただし、雑損控除、医療費控除または寄附金控除等の諸控除を受ける場合は、申告が必要となります。

申告に必要なもの

申告には、次のものが必要となります。

・印鑑

・収入を証明するもの

源泉徴収票または支払者の証明書。保険の満期金の収入を証明するもの。個人事業主の方は、収入と経費を証明するもの。

・控除を証明するもの

生命保険料、地震保険料または旧長期損害保険料などの課税所得控除証明書。社会保険料(国民健康保険税、介護保険料など)の領収書。社会保険料(国民年金保険料)控除証明書または領収書。医療費控除を行う方は、医療費に係る領収書。

※領収書の日付は、平成21年1月1日から平成21年12月31日までの期間のものが対象になります。

医療費控除を 受けられる方

医療費控除は、10万円を超えた額(ただし、合計所得金額が200万円以下の方は合計所得金額の5%を超えた額)が控除になります。

なお、医療費を補てんする